

学納金・就学支援金・ 奨学のための給付金・奨学金制度

学納金について

就学支援金制度で授業料の負担を軽減

年収590万未満の世帯は

実質負担月額

7,700円

国の高等学校等就学支援金を活用

種別	世帯年収(目安)	実質負担月額	就学支援金(国)	就学支援費補助金(県)	学納金合計
1	~590万円	7,700円	33,000円	0円	40,700円
2	590万~710万円	20,900円	9,900円	9,900円	40,700円
3	710万~910万円	30,800円	9,900円	0円	40,700円
4	910万円~	40,700円	0円	0円	40,700円

※世帯年収(目安)は親権者2人・高校生・中学生の4人家族で親権者の一方が働いている場合を例としています。

※入学後マイナンバーにて世帯年収を確認し種別が決定されます。

※就学支援金は本校が生徒に変わって受け取り、授業料に充てることになります。生徒本人(保護者等)が直接受けとるものではありません。

※2022年7月1日より判定基準が一部変更されます。詳しくは文部科学省ホームページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

学納金

授業料	PTA会費	生徒会費	後援会費	教育環境整備費	合計(月額)
35,000円	900円	1,800円	1,000円	2,000円	40,700円

入学金70,000円・入学協賛金50,000円

配布されるiPadの端末代と通信量(7GB/月)は授業料に含まれており、別途徴収はしていません。

その他、各種入会金・団体負担金・実習費等の諸費用(30,070円)を4月に納めて頂きます。

青森県私立高校生等奨学のための給付金

保護者が青森県内に居住していて、保護者(両親)全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが対象の要件です。返還義務がなく、教科書費や教材費等に相当する経費として自由に使えます。

区分	①生活保護(生業扶助)受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯(生活保護(生業扶助)受給世帯を除く。)				
		給付金の対象となる通信制の高校生等がない世帯				⑤給付金の対象となる通信制の高校生等がいる世帯
		この生徒に高校生等以外の被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない世帯		④この生徒に高校生等以外の被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生を除く)がいる世帯		
		②この生徒が1人目の給付申請である場合(第1子の申請)	③この生徒が2人目以降の給付申請である場合(第2子以降の申請)			
全日制	1人あたり 年額 52,600円	1人あたり 年額 129,600円	1人あたり 年額 150,000円	1人あたり 年額 150,000円	1人あたり 年額 150,000円	

奨学金制度

青森県育英奨学会(貸与)

■ 月額 18,000円 23,000円 30,000円 35,000円 の中から選択

東奥義塾奨学金(返還不要)

■ 年額 60,000円(月額 5,000円) 毎年、各学年の成績優秀な生徒に贈与します(若干名)。

各市町村の奨学金

■ 弘前市では月額13,000円などがあります。また、各種団体の奨学制度もあります。